

公共下水道の構造の基準について

関係法律	下水道法第7条
法律の内容	これまで全国一律に制定されていた公共下水道の構造は、公共下水道の技術上の基準のうち政令で定めるもののほか、政令で定める基準を参酌して、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるものに適合するものでなければならぬものとされました。
国の基準令	下水道法施行令
独自基準の制定	市において現行の政令の基準と運用実績を検討した結果、適切であると判断したため、国の定める基準の内容を条例基準として決めました。
用語の説明	
条例施行予定日	平成25年4月1日
担当	下水道課 63-8827